

令和7年度 公立学童保育室利用のご案内

学童保育室は年度ごとの申込が必要です。申込期限を過ぎた申込については、原則として希望月からの入室はできません。また、募集人数を超える申込があった場合、書類審査の上、点数にならって、入室の可否を決定します。

学童保育室の目的

保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を目的とする施設です。

※ 原則として午後3時以降保護者がいない家庭を対象とします。（長期休暇期間を除く）

入室資格及び入室承諾期間

市内に居住する小学生で、保護者が次のいずれかの理由により家庭にいない場合

項 目	保護者が保育できない状態	利用（在籍）可能期間
就 労	就労している場合	就労している期間で、最長で年度末まで
就学・技能訓練	就労準備のため就学している場合	就学している期間で、最長で年度末まで
疾病・障がい	疾病・負傷のため入院又は療養が必要な場合。身体又は精神に障がいを有している場合	左記の事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末まで
介護・看護	親族等の介護・看護を常態とする場合	
災 害	災害の被災により復旧が必要な場合	災害復旧が完了する期間で、最長で年度末まで
出 産	母親が妊娠中か出産後、間もない場合	出産前6週目にあたる月の1日から出産後8週目にあたる月の月末まで在籍可能、最長で5ヵ月間（利用は育児休業に入る前日まで）
求職活動	求職活動のため、昼間家庭にいない場合	最長1ヵ月間。ただしこの間に就労し、就労証明書を提出した場合は、最長で年度末まで
その他	上記以外の要件で昼間家庭にいない場合	必要な期間

保育時間

曜日	学校の授業日	学校休業日（春・夏・冬休み、運動会等の振替日）
月～金	放課後～午後6時30分	午前8時～午後6時30分
土	放課後～午後6時	午前8時～午後6時

※ 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休室となります。

延長保育

延長保育を希望する場合は事前の届出が必要です。

表1の日額×利用日数が毎月の利用料となります。

ただし、その額が表2の上限額を超えた場合は、上限額が利用料となります。（表2に記載の無い区分（土曜日の朝利用など）については上限額の設定はありません。

表1

放課後	日 額 200円
朝	日 額 200円

表2

利用日時		上限額
放課後 18:30～19:00	月曜日～金曜日 （長期休業中含む）	2,500円
長期休業中の朝 7:30～8:00	春休み（4月）	400円
	夏休み（7・8月）	2,500円
	冬休み（12・1月）	750円
	春休み（3月）	350円

土曜保育

土曜保育を希望する場合は申出が必要です。入室決定後、学童保育室で手続きをしてください。児童の健全育成のため、近隣の小学校区の学童保育室と合同保育となります。ご理解ご協力をお願いいたします。

保育料

階層区分	世帯区分	月額保育料
A	生活保護法による被保護世帯及び令和 6 年度市民税非課税世帯	0円
B	就学援助費（準要保護）を受給している世帯	5,000円
C	A, B階層を除く世帯	10,000円

上記 A 階層又は B 階層に該当する世帯は申請時に以下の書類を提出してください。

申請要件	添付書類
生活保護法による被保護世帯	生活保護受給者証
令和 6 年度（令和 5 年中所得）の市民税が非課税	令和 6 年度（令和 5 年中）市・県民税非課税証明書 （注）令和 6 年 1 月 1 日に狭山市に住民登録している方は、市・県民税非課税証明書の提出は必要ありませんが、申請時に申出を行っていただく必要があります。確認を行い、保育料の決定を行います。
就学援助費（準要保護）受給世帯	就学援助認定通知書

※ 父母ともに就労している場合は、2 人分が必要です。また、父母が非課税の場合は、同居する祖父母分も必要です。

※ 提出書類は、コピーで結構です。

※学童保育室で行事（遠足等）が行われる場合などは、保育料とは別に実費を負担していただくことがあります。

保育料の軽減について

B 階層及び C 階層に該当し、公立の学童保育室に小学校 3 学年までの児童が 2 人以上入室している世帯の保育料は、2 人目については 2 分の 1 の額とし、3 人目以降については 0 円とします。

申込書類

① 学童保育室入室申込書兼児童台帳（★）

申込み児童 1 人につき 1 枚必要です。申込み時に必要枚数を提出してください。

② 保護者等が入室の基準を満たすことの証明書

＜次のいずれか＞

保護者等の状態	提出書類
就労中	就労証明書（★） ※自営業者及び法人格を有していない会社に勤務している方は、確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）、商業登記簿謄本、委託契約書、営業許可書、開業届の写しよりいずれか 1 つを添付してください。上記書類の添付ができない場合には、直近 1 ヶ月分の稼働状況を記入した勤務状況（予定）申告書を添付してください。 有期雇用の場合、更新ごとに就労証明書をご提出ください。
就学・技能訓練中	①学生証又は合格通知書等 ②カリキュラム又は時間割表（①、②の両方が必要）
疾病・障がい	診断書（医師の診断により保育が出来ないと判断されるもの）又は障害者手帳等のコピー ※診断書に完治までの期日が記載されていない場合は、経過確認のため年度途中に再提出をお願いすることがあります。
介護・看護	被介護者の診断書（医師による介護が必要と判断されるもの）又は介護保険証等のコピー
災害の被災	被災証明書のコピー
出産予定	母子手帳のコピー（出産予定日の記載部分）
求職活動中	確約書（★）
その他	上記に類する事情で、児童の保育をする事が出来ないと判断される証明書等

※児童本人が障害者手帳等を持っている場合はコピーを提出してください。

※保護者等（同一世帯に居住する 18 歳以上 75 歳未満の同居親族を含む）ごとに該当書類を提出してください。

※配偶者が別居中（単身赴任・離婚前提等）の場合も該当する証明書の提出が必要です。

※（★）印の書類は指定の用紙があります。必要な場合は、青少年課まで申し出てください。狭山市公式ホームページからのダウンロードも可能です。

※世帯状況や就労内容に変更が生じた場合、または申込を取り下げる場合は、早急に青少年課までご連絡ください。※虚偽が発見された場合は、入室決定を取り消します。

申込書の受付

※下記申込期限を過ぎた申込については、原則として希望月からの入室はできません。

入室希望月	提出期限
4月入室	①令和6年11月5日（火）～8日（金）、11日（月）～15日（金）に 青少年課（8：30～17：15）、もしくは現在在籍中の学童保育室に提出。 ②令和6年11月10日（日）（9：00～17：00）に市役所1階受付会場に提出。 <u>※事前予約が必要となります。詳細は市公式ホームページをご確認ください。</u> ③上記期間内に郵送で提出。（令和6年11月15日（金）消印有効） <u>※郵送の場合は、確実に届くよう簡易書留をお勧めします。</u> <u>重要</u> 令和7年4月末までに復職予定がある場合は、上記期間内に申込をしてください。 また、令和7年5月1日～5月10日に復職予定である方のうち、きょうだいの保育所（園）の入室希望が4月である場合についても、上記期間内に申込をしてください。 上記期間を過ぎた場合は、5月審査のご案内になります。 ただし、定員に達していなければ入室できる場合があります。
5月以降の入室	入室を希望する月の前月10日まで（例：5月1日入室希望の場合は4月10日まで） ※10日が土・日、祝日の場合は、その直前の開庁日が期限になります。 ※長期休暇枠は設けておりません。空き状況に応じての入室となります。

※申込の有効期限は年度内となりますので、有効期限内であれば毎月申込の手続きをする必要はありません。
ただし、世帯状況や就労内容に変更が生じた場合、改めて手続きをしていただく場合があります。

入室の結果

書類審査の上、点数にならって、入室の可否を決定します。

なお、審査の結果、保護者の就労日数や就労時間、就労形態及び祖父母等の状況や児童の学年（低学年の児童を優先）、施設の定員及び申込状況により入室ができないこと（保留）があります。入室保留の通知は、最初に審査した月のみ送付します。それ以降は入室が可能となるまで連絡いたしませんのでご了承下さい。

4月入室申込	2月上旬頃に郵送にて通知します。
5月以降入室申込	申込み月の20日以降に郵送にて通知します。

入室説明会

4月入室	入室決定通知書にて、開催日時をお知らせします。
5月以降入室	入室決定の連絡がありましたら、各学童保育室へ連絡してください。

病気・アレルギーについて

持病をお持ちのお子様は、申込の際に、病状と対応についてお知らせください。

また、学童保育室ではおやつを提供いたしますので、お子様のアレルギーについて事前にお知らせください。

なお、エピペンを処方されているお子様は、エピペンとおやつの持参をお願いしております。また、その他重度のアレルギー反応が生じる場合もおやつを持参していただくことがありますのでご協力お願いします。

保育料の未納者について

本人及び世帯員に係る学童保育室保育料や保育所（園）の保育料に未納がある場合は、入室できません。また、入室後に保育料の滞納が続く場合は退室していただきます。

送り迎え

児童の安全確保のためにも、送り迎えは保護者が行ってください。緊急時や保育時間内に間に合わない場合は、保護者指定の代理人が送り迎えできるように、入室決定後の書類に連絡先の記入等をお願いいたします。

災害に伴う小学校の休校時等の対応について

発生が見込まれる自然災害により小学校が休校等の措置を行った場合、児童の安全に配慮し、学童保育室も休室いたします。また、小学校の休業日中の休室等の判断は青少年課で行い、安心でんしょばと（入退室管理システム）等で連絡を行いますので、入室決定後、アプリのご登録をお願いいたします。

学童保育室一覧

<公 立>

	施設名	募集対象校	募集人数	電話番号		施設名	募集対象校	募集人数	電話番号
	入間川小学童保育室	入間川小学校	60名	2954-8625	●	狭山台小第一学童保育室 狭山台小第二学童保育室	狭山台小学校	100名	2958-6852
●	入間川東小第一学童保育室 入間川東小第二学童保育室	入間川東小学校	80名	2968-7011	●	新狭山小第一学童保育室 新狭山小第二学童保育室	新狭山小学校	110名	2957-5521
	富士見小第一学童保育室 富士見小第二学童保育室	富士見小学校	80名	2957-0600	●	奥富学童保育室 （奥富ふれあい館内）	奥富小学校	80名	2953-3540
	南小第一学童保育室 南小第二学童保育室	南小学校	80名	2958-7993	●	柏原小第一学童保育室	柏原小学校	50名	2954-8730
●	山王小学童保育室	山王小学校	80名	2956-2005		柏原小第二学童保育室	柏原小学校	30名	2952-7677
●	入間野小第一学童保育室 入間野小第二学童保育室 入間野小第三学童保育室	入間野小学校	125名	2958-2754	●	水富小第一学童保育室 水富小第二学童保育室	水富小学校	60名	2952-7150
●	御狩場小学童保育室	御狩場小学校	50名	2958-1537		広瀬小学童保育室	広瀬小学校	40名	2953-5577
	堀兼小学童保育室	堀兼小学校	50名	2958-7272		笹井小学童保育室	笹井小学校	50名	2955-0410

	施設名	募集対象校	募集人数	電話番号	備考
●	入間川東小・富士見小学童保育室分室 （狭山市富士見1-13-33）	入間川東小学校 富士見小学校	50名	2959-2671	原則として、学年等の状況を考慮し、配属を検討します。
●	広瀬小学童保育室分室 （狭山市広瀬2-2-17 広瀬児童館内）	広瀬小学校	50名	2941-2236	

- ・第一、第二、第三がある学童保育室の募集人数は全ての学童の合計の募集人数です。どちらに入室するかにつきましては、青少年課で決定いたします。
- ・柏原小学童保育室は低学年から第二学童保育室への入室を決定いたします。
- ・公立学童保育室では児童の安全確保のため募集対象校以外の入室はできません。
- ・入室の可否について、電話等での問い合わせや学童保育室ではお答えできません。
- ・●は指定管理者（NPO、民間企業）による運営施設です。
- ・令和7年度より、狭山台小第一学童保育室、狭山台小第二学童保育室は指定管理者による運営に変更となります。

<民 間>

施設名	所在地	募集人数	電話番号
けやの森学童クラブ	根岸 2-5-2〔けやの森保育園内〕	24名	2954-4515
入間川放課後児童クラブ	入間川 1-7-2 シティパル狭山 3 階	40名	070-8801-1532
民間学童スキップキッズ	南入曽 918	40名	2902-6567
学童保育ココカラ KIDS patio	新狭山 2 丁目 6 番地の 66 カクハビルディング 2 階	40名	2997-9888

※ 民間学童保育室の入室申込受付は、市では行っていません。詳細は、直接お問い合わせください。

問い合わせ先

〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

狭山市役所 こども支援部 青少年課 青少年担当 TEL 2941-4316（直通）

2953-1111（代表）内線5661・5662